B　共同実施ＪＶの代表者以外の構成員は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ次のａ、ｂ又はｃの要件を満たすこと。

ａ　建築一式工事　病院、学校又は実験・研究施設の用途に供する延床面積7,000㎡以上の新営工事を施工した実績を有すること。

ｂ　電気工事　病院、学校、実験・研究施設、社会教育施設又は社会体育施設の用途に供する延床面積5,000㎡以上の新営電気設備工事を施工した実績を有すること。

ｃ　管工事　病院、学校、実験・研究施設、社会教育施設又は社会体育施設の用途に供する延床面積5,000㎡以上の新営機械設備工事を施工した実績を有すること。

イ　分担実施ＪＶの場合

A　分担実施ＪＶの代表企業は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ分担して次のａ及びｂ全てを満たすこと。

ａ　代表者（建築一式工事を担当する代表企業）は、上記２⑶④アＡａの要件を満たすこと。

ｂ　建築一式工事を担当する代表企業を除く代表企業について、電気工事を担当する企業は上記２⑶④アＡｂ、管工事を担当する企業は上記２⑶④アＡｃの要件を満たすこと。

B　代表企業以外の構成員は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ上記２⑶④アＢのａ、ｂ又はｃの要件を満たすこと。

⑤　工事の実施方式に応じて、次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　単体建設企業又は共同実施ＪＶの場合

A　単体建設企業又は共同実施ＪＶの場合の代表者

ａ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ｂ　平成17年以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑶④アＡａの要件を満たす新営建築工事を施工した経験を有すること。

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

ｄ　当該工事に配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

B　共同実施ＪＶの場合の代表者以外の構成員

ａ　配置予定技術者の資格は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ次のⅰ、ⅱ又はⅲの要件を満たすこと。

ⅰ　建築一式工事　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ⅱ　電気工事　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ⅲ　管工事　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ｂ　代表者以外の構成員の配置予定技術者については、施工した経験を問わないこととする。

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

ｄ　当該工事に配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　分担実施ＪＶの場合

A　分担実施ＪＶの代表企業

ａ　配置予定技術者の資格は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ次のⅰ、ⅱ又はⅲの要件を満たすこと。

ⅰ　建築一式工事　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ⅱ　電気工事　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ⅲ　管工事　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

ｂ　施工実績（平成17年以降に元請として完成・引渡しが完了した工事の施工実績）は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ次のⅰ、ⅱ又はⅲの要件を満たすこと。

ⅰ　建築一式工事　上記２⑶④アＡａ

ⅱ　電気工事　上記２⑶④アＡｂ

ⅲ　管工事　上記２⑶④アＡｃ

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

ｄ　当該工事に配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

B　分担実施ＪＶの場合の代表企業以外の構成員

ａ　配置予定技術者の資格は、上記２⑶⑤イＡａの要件を満たすこと。

ｂ　代表者以外の構成員の配置予定技術者については、施工した経験を問わないこととする。

ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

ｄ　当該工事に配置予定技術者については、所属企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑷　設計業務を担当する企業の競争参加資格要件

設計業務を担当する企業は、次の要件を満たすこと。なお、設計業務を担当する者が複数の場合、少なくとも一者は次の要件を全て満たし、その他の者は、①及び②の要件を満たすこと。

①　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第32条で定める競争参加資格についての平成31・32年度設計・コンサルティング業務（以下「設計・コンサルティング業務資格」という。）のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

③　次の設計実績を有していること。

ア　平成17年以降に元請として業務が完了した次のＡ及びＢの要件を全て満たす実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）

Ａ　病院、学校又は実験・研究施設の用途に供する延床面積15,000㎡以上の新営建築工事の実施設計

Ｂ　大学キャンパス又は都市公園の環境整備に係る実施設計

④　管理技術者及び設計業務の分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。分担業務分野の内容や、管理技術者及び主任技術者に求める資格等は実施要領等による。

⑤　管理技術者は上記２⑷③の設計実績を有していること。

⑸　工事監理業務を担当する企業の競争参加資格要件

工事監理業務を担当する企業は、次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務を担当する者が複数の場合、少なくとも一者は次の要件を全て満たし、その他の者は、①及び②の要件を満たすこと。

①　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

③　工事監理業務管理技術者及び工事監理業務の分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。分担業務分野の内容や、工事監理業務管理技術者及び主任技術者に求める資格等は実施要領等による。

④　工事監理業務管理技術者及び工事監理業務の分担業務分野を担当する主任技術者については、設計業務で配置される管理技術者及び主任技術者との兼務は認めない。